

令和6年度

日 時 令和6年6月21日 14:00~
場 所 更別村役場3階大会議室

第1回会議案

更別村地域公共交通活性化協議会

会議次第

1. 開 会

2. 挨 捂 会長 大野 仁

3. 議 題

議案第1号 地域公共交通計画「別紙」(案)について

4. そ の 他

- (1) 更別村乗合タクシー利用料の改定について
- (2) 更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）の策定について

5. 閉 会

3. 議題

議案第1号 地域公共交通計画「別紙」（案）について

地域公共交通計画「別紙」を別添のとおり定める。

青森県又は市町村各該地区に於ける公共交通機関の運賃（運賃の半額減額（市町村））	円0.01	運賃中
青森県又は市町村各該地区に於ける公共交通機関の運賃（運賃の半額減額（市町村））	円0.02	運賃中
青森県又は市町村各該地区に於ける公共交通機関の運賃（運賃の半額減額（市町村））	円0.03	運賃中

4. その他

(1) 更別村乗合タクシー利用料の改定について

改定日 令和6年5月7日

区分	料金（1回）	利用ルール
未就学児	無 料	保護者同伴に限る。
小学生	100円	保護者の同伴が無い場合は、本人又は同伴者（兄姉や上級生、同級生等）が運転手との意思疎通及び料金支払ができる者に限る。 ※学校や教育委員会では、子供だけでの外出年齢の基準等は設けず保護者に任せている。
中学生	200円	同上
一般 (高校生以上)	300円	なし

(2) 更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）の策定について

策定委託業者 株式会社 長大 更別支店

契約期間 令和6年5月24日から令和7年2月28日まで

令和6年 5月 更別村地域公共交通計画策定委託業務の契約締結

8月 第2回会議

現況分析と課題整理の結果報告

11月 第3回会議

更別村地域公共交通計画の素案についての説明

及び意見照会

12月 パブリックコメントの実施

令和7年 1月 第4回会議

更別村地域公共交通計画の最終協議

更別村地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 更別村地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下、「法」という。）の規定に基づく協議並びに村内における生活交通の確保方策等に関する協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を更別村字更別南1線93番地更別村役場内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (4) 生活交通の確保方策等に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、更別村副村長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

番号	法の規定区分	関係機関等
1	法第6条第2項第1号	更別村副村長その他の更別村長が指名する職員
2	法第6条第2項第2号	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者 北海道開発局帯広開発建設部長又はその指名する者 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 更別村副村長その他の更別村長が指名する職員
3	法第6条第2項第3号	釧路方面帯広警察署長又はその指名する者 地域公共交通の利用者 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者

(会議)

第6条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、委員があらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員及び関係者は、協議会で協議が整った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、更別村企画政策課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第9条 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

2 監査委員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(財務)

第10条 協議会において、予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもつて打ち切り、会長が別に定める方法により決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議の上、別途定める。

附 則

この要項は、令和5年4月27日から施行する。

更別村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和6年6月現在

法の規定区分	所 属	職 名	氏 名	備 考	
第6条第2項 第1号の委員	更別村 地方公共団体及び村長が指名する者	副村長	大野 仁	会長	
		課長	本内 秀明	会長代理	
		課長	高橋 祐二		
		課長	新闇 保		
		課長	小野寺 達弥		
第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	十勝バス株式会社モビリティグループ乗合企画チーム	次長	鈴木 洋平	
		大新東株式会社道東営業所	所長	齊藤 賢二	
		大正交通有限会社	専務取締役	道見 賢人	
	道路管理者	北海道開発局帯広開発建設部道路計画課	課長	小林 悟	
		十勝総合振興局帯広建設管理部事業室地域調整課	課長	佐々木 昇	
		更別村建設水道課	課長	石川 亮	
第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	釧路方面帯広警察署交通第一課	課長	堺 玄州	
	地域公共交通の利用者	更別村社会福祉協議会	副会長	高畠 昭子	
		NPO法人どんぐり村サラリ	理事長	及川 末雄	
		北海道運輸局帯広運輸支局	企画輸送・監査担当 首席運輸企画専門官	徳田 陽介	
	学識経験者その他 当該地方公共団体が必要と認めるもの	十勝総合振興局地域創生部地域政策課	課長	石山 大介	
		十勝地区バス労働組合連絡会	代表	久保 真司	
		更別村商工会	経営指導員	濱村 好弘	
		Social Knowledge Bank合同会社	代表社員 株式会社長大職務執行者	今井 母土子	
				監査	
オブザーバー					
事務局	更別村企画政策課	課長補佐	鎌水 千恵		
	更別村企画政策課地域開発係	主任	石井 悠一郎		
	更別村企画政策課地域開発係	主任	井原 靖博		

* 法とは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」をいう。

令和 6年 6月 21日

更別村地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

更別村では十勝管内の中核都市である帯広市へ通じる唯一の幹線交通である十勝バスを軸に、村内は村が無償で運行する村民バスが運行しています。現在、村民バスは平日月曜～金曜日にかけて市街地を循環する便が平日1日9回（月曜日は5便まで）、農村地区は乗合タクシーが自宅と市街地の往復を平日1日2便運行しています。このほか、利用者は限定されますがスクールバスの運行、移送サービス事業（介護予防事業等の高齢者等の送迎を実施）、福祉有償運送事業（要支援、要介護、障がい者等の送迎を実施）を実施しています。

民間事業者の取組として介護タクシー事業（身体の不自由な人や要介護者等の送迎を実施）、NPO法人サラリによる送迎ボランティア活動（高齢者の日常生活（生活交通を含む）支援を目的に、住民の互助を推進する事業を実施）、スーパー・ビレッジ構想関係では自動運転移動サービス、さらカル無料移動サービスも実施されています。

こうした村内における公共交通網の勢力圏（バス停から300m内）は、本村の全人口の約6割をカバーしており、とりわけ字更別地区においては市街地を運行する村民バス及び十勝バスのバス路線を利用しやすい環境にあることから、7割以上の住民が公共交通を利用できる状況となっているものの、字弘和・字勢雄地区といった市街地から離れた場所に位置する住民及び、農村部にある道の駅等の公共施設の利用、友人交流・集会などコミュニティへの参加や日常生活・医療関連への移動など、農村部に限らず全村民が公共交通を利用できる環境が少なくなっています。

上記により、バスなどの従来の公共交通だけではなく、区域内を運行する予約運行型タクシー（デマンド）など、運行方面を限定せず、利用者が指定する乗降地点間を運行し、効率的かつ利便性の高い公共交通を提供していく必要があります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通確保維持改善事業の実施にあたり、以下の目標を設定する。

- ・令和3年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 5. 3名（延べ利用者数）

※令和元年度、令和2年度に実施した実証実験（無料）時の数値を参考に決定

- ・令和4年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 6. 5名（延べ利用者数）

- ・令和5年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 7. 7名（延べ利用者数）

- ・令和6年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 9. 0名（延べ利用者数）

（更別地域公共交通網形成計画P 55参照）

(2) 事業の効果

更別村内の農村地域に限定せず、予約型運行タクシーを導入することにより、自動車免許を持たない高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、幹線である十勝バスとのアクセス向上や村内の市街地を循環する村民バス（R3 増便）への接続、さらには農村部にある道の駅等の公共施設の利用、友人交流・集会などコミュニティへの参加や日常生活・医療関連への移動が、地域の活性化に繋げていくと共に、利便性の向上による定住促進の効果も期待できる。

（令和3年事業実績：R3.10.1～R4.9.30 延べ利用者数 818人）

（令和4年事業実績：R4.10.1～R5.9.30 延べ利用者数 643人）

（令和5年事業実績：R5.10.1～R6.5.31 延べ利用者数 269人）※参考値

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・村内の公共交通機関のネットワークが一目でわかる公共交通マップのHP掲載（更別村）
- ・予約運行型タクシーの広報掲載（更別村）
- ・予約運行型タクシーの現在位置や予約ができるアプリの運営（更別村、事業者）
(更別村地域公共交通網形成計画P 47・48・49参照)
- ・更別村スーパー・ビレッジ構想に係る、無料スマートフォン貸出サービスの利用者に、更別村乗合タクシーのアプリをインストールした状態で配り、高齢者へのサポートなども合わせた利用の促進。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

更別村から運行業者に併託する委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数及び収支については、運行業者業者からの提供データを参照
- ・利用者アンケート（well-being 調査 等）
- ・住民ヒアリング（行政区懇談会等での聞き取り） 等

7. 別表1の補助対象事業の基準ホだしき書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	(1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし ② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	(1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和元年11月1日
村民アンケート調査及び村民バスの乗降調査の結果について
農村地域予約運行型タクシー実証運行（冬季）実施概要（案）について
- ・令和2年4月13日（コロナのため書面開催）
更別地域公共交通網形成計画の決定
- ・令和2年8月4日
令和元年度の更別村公共交通の実証実験の結果等について
令和2年度の更別村公共交通の実証実験の予定等について
- ・令和3年2月17日
令和2年度の更別村公共交通の実証実験の結果等について
今後の更別村の公共交通体系について
- ・令和3年5月6日（書面開催）
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・令和4年6月3日（書面開催）
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・令和5年1月13日
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について協議
- ・令和5年6月19日
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・令和6年1月15日
更別村地域公共交通網形成計画（案）の改正について協議
事業評価（案）について協議
生活交通確保維持改善計画（案）の変更について協議
- ・令和6年3月21日
地域公共交通計画策定に係る令和6年度事業計画（案）・收支予算（案）について協議
- ・令和6年6月21日
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただいた協議会での議論や、実証実験の際の利用者から意見を参考に、運行エリアや運行曜日等を決定し、計画に反映した。

また、老人クラブ等の利用者からの意見やアンケート結果（Well-being）を参考に、利用対象者や運行方面の拡大を決定し、合わせて計画に反映した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地

(所 属) 更別村企画政策課

(氏 名) 課長補佐兼地域開発係長 鎌水千恵

(電 話) 0155-52-2114

(e-mail) kikaku@sarabetsu.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーストシステム)

令和7年度

市町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			計画運行回数	利便増進計画適用基準	地域内ファイダーストシステムの基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地 営業区域	終点			運行態様の別 基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保 基準ハで該当する要件 (別表7のみ)	
更別村	大正交通有限会社	(1) 更別村内便	村内全域	更別村	村内全域	往 km 247 日	518.0 回	区域運行	①	地域間幹線系統名:十勝バス広尾線 村内域の十勝バス停留所と接続 ③
						往 km 往 km 往 km 往 km 往 km 往 km	日 日 日 日 日 日	回 回 回 回 回 回		

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」「終点」「系統キロ程」及び「系統名」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワーク」とどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

【更別村の地域交通ネットワーク】



広域幹線

+ 勝バス広尾線(帯広方面)

利用対象者
運行範囲
これまでの運行範囲内で、
運行方向を限定せらず、利用者が
指定する乗降地点間を運行します。

- ・農村部 ⇔ 市街地
- ・市街地 ⇔ 市街地
- ・農村部 ⇔ 農村部

利用対象者
運行範囲
これまでの運行範囲内で、
運行方向を限定せらず、利用者が
指定する乗降地点間を運行します。

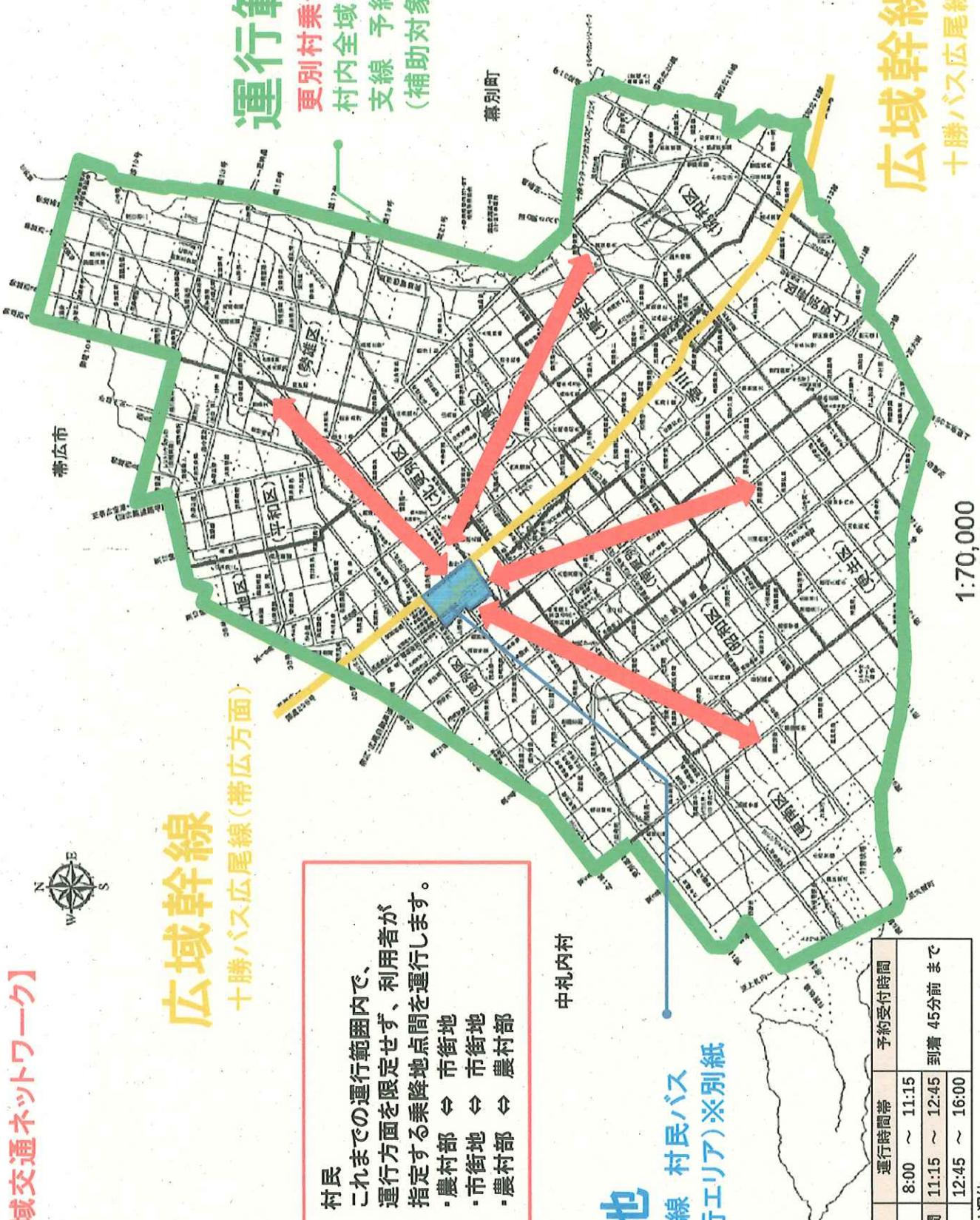
午前 村内全域 8:00 ~ 11:15 予約受付時間

午後 村内全域 12:45 ~ 16:00

午前 休憩・回送時間 11:15 ~ 12:45 到着 45分前まで

市街地

地域内幹線
村民バス
(循環運行エリア)※別紙



運行範囲

更別村乗合タクシーは
村内全域を運行する
支線 予約運行型タクシー
(補助対象ファイダーネット)

広域幹線

+ 勝バス広尾線(広尾方面)

1:70,000

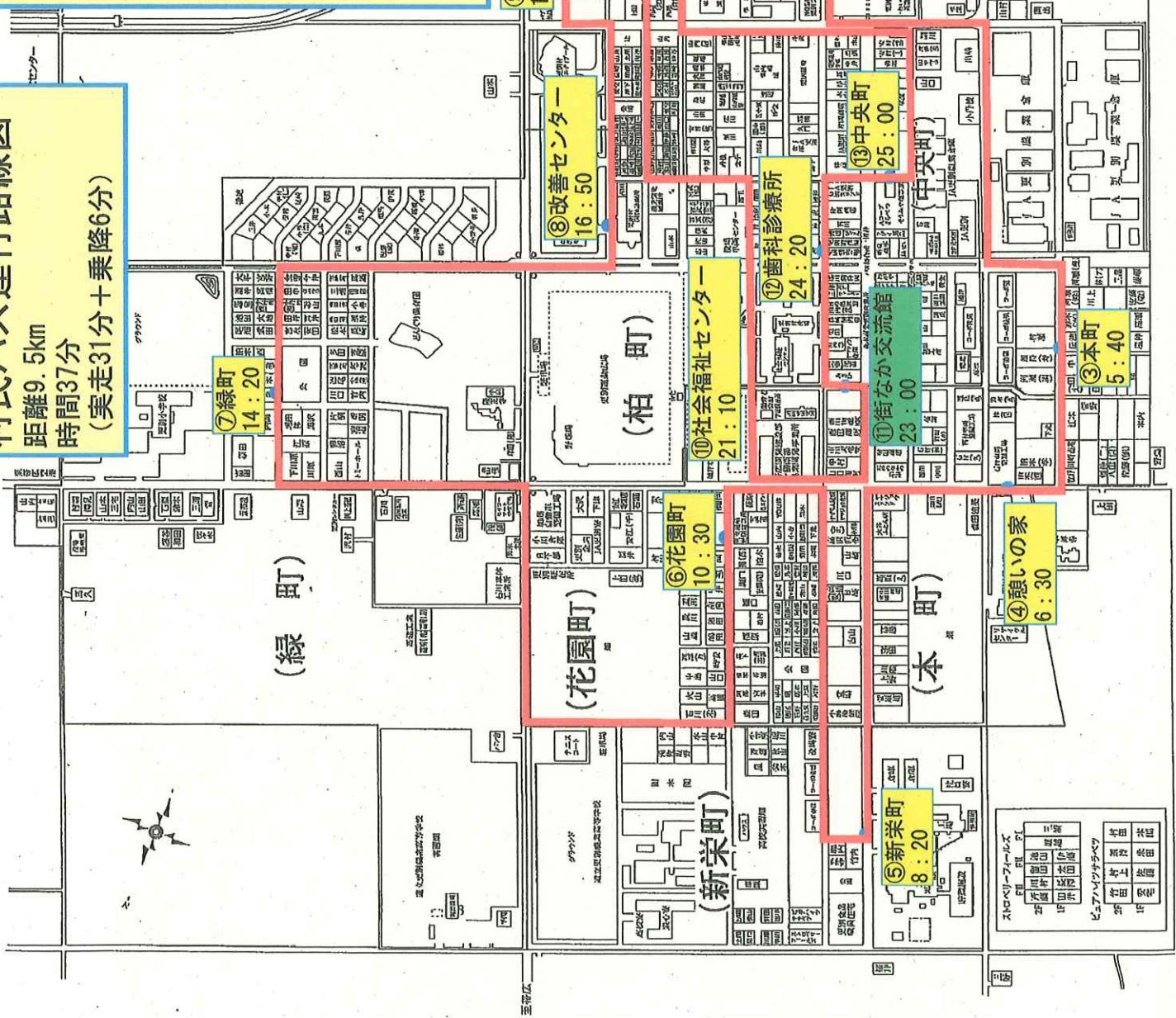
※土曜日・日曜日・祝日は運休

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
午前	村内全域	8:00 ~ 11:15	
午後	村内全域	12:45 ~ 16:00	
運休	休憩・回送時間	11:15 ~ 12:45	到着 45分前まで

表1 添付書類

村民バス運行路線図

距離9.5km
時間37分
(実走31分+乗降6分)



午前運行	(月・火・水・木・金)	午後運行	(火・水・木・金)
1便目	8:15発→15着	6便目	14:00発→14着
2便目	9:15発→15着	7便目	14:40発→15着
3便目	10:15発→15着	8便目	15:30発→16着
4便目	11:15発→15着	9便目	16:10発→16着
5便目	12:15発→15着		

午前運行	(月・火・水・木・金)	午後運行	(火・水・木・金)
1便	8:15発→15着	6便	14:00発→14着
2便	9:15発→15着	7便	14:40発→15着
3便	10:15発→15着	8便	15:30発→16着
4便	11:15発→15着	9便	16:10発→16着
5便	12:15発→15着		

バス停⑪は十勝バスへ接続

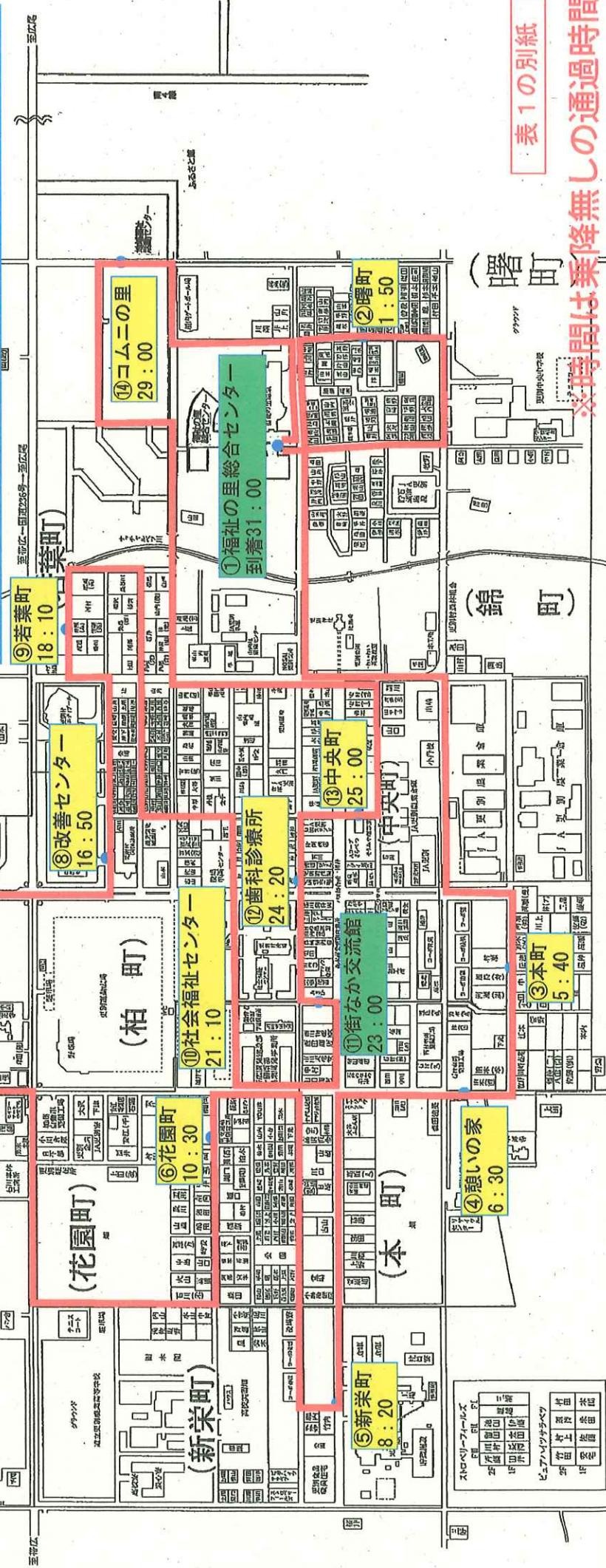


表1の別紙

*時間は乗降無しの通過時間

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	更別村
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域	3,080

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,080	更別村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
更別村地域公共交通網形成計画	令和2年4月20日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2））（実施要領の2.（1）⑪）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行 系統	年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計画運行回数		実績運行回数 (3) サービス提供時間(4)	運行回数 (1) - (2) = (5) やむを得ない延休回数 ((6)) 運行割合 ((7)+(6)) / ((5)) = (8)	運外回数 (9) - (5) = (10) やむを得ない延休回数 ((11)) 運行割合 ((12)+(11)) / ((10)) = (13)				運外時間 K+L+M+N= 0	
				運行日数 B	運行回数 A×B=C			運行日数 F	運行回数 C×D=E	運行回数 G	運休 H	C+G+H= J 天災*2 L	
6年 10月	平日	往	2	22	88.0	52.0%	46.0						
		復											
		往											
		復											
		往											
		復											
小計			22	88.0	46.0								

運行 系統	年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計画運行回数		実績運行回数 (3) サービス提供時間(4)	運行回数 (1) - (2) = (5) やむを得ない延休回数 ((6)) 運行割合 ((7)+(6)) / ((5)) = (8)	運外回数 (9) - (5) = (10) やむを得ない延休回数 ((11)) 運行割合 ((12)+(11)) / ((10)) = (13)				運外時間 K+L+M+N= 0	
				運行日数 B	運行回数 A×B=C			運行日数 F	運行回数 C×D=E	運行回数 G	運休 H	C+G+H= J 天災*2 L	
6年 11月	平日	往	2	20	80.0	52.0%	42.0						
		復											
		往											
		復											
		往											
		復											
小計			20	80.0	42.0								

運行 系統	年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計画運行回数		実績運行回数 (3) サービス提供時間(4)	運行回数 (1) - (2) = (5) やむを得ない延休回数 ((6)) 運行割合 ((7)+(6)) / ((5)) = (8)	運外回数 (9) - (5) = (10) やむ得なし延休回数 ((11)) 運行割合 ((12)+(11)) / ((10)) = (13)				運外時間 K+L+M+N= 0	
				運行日数 B	運行回数 A×B=C			運行日数 F	運行回数 C×D=E	運行回数 G	運休 H	C+G+H= J 天災*2 L	
6年 12月	平日	往	2	22	88.0	52.0%	46.0						
		復											
		往											
		復											
		往											
		復											
小計			22	88.0	46.0								

*1 運行回数は、1運行を1回としてカウントする。

(往、復、複数各1回)

*2 天災割は、運休のうちむを得ない理由のもの

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行 系統 別内便	計画運行回数		F		実績運行回数		F		運行回数 (G) = (は)		運行回数 (H) = (は)		
	計画運行回数 (い) E		518.0		実績運行回数 (G)		J		やむを得ない運休回数 (I) =		やむを得ない運休回数 (I) =		
	運行日数		運行回数		サービス提供時間(り)		0		運行割合 (G+I) / (い) = (ま)		運行割合 (G+I) / (い) = (ま)		
年月	曜日区分	片道・往復 回数 A	運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整% D	調整後の運行回数 C×D=E	運行日数 F	増便 G	実運行時間 K	待機時間 L	サービス提供時間 M	予約時間 N	K+L+M+N=
7年 1月	平日	2	21	84.0	52.0%	44.0							0
	往												
	復												
	往												
	復												
	往												
	復												
小計			21	84.0		44.0							

運行 系統 別内便	計画運行回数		F		実績運行回数		F		運行回数 (G) = (は)		運行回数 (H) = (は)		運行回数 (I) = (は)	
	計画運行回数 (い) E		518.0		実績運行回数 (G)		J		やむを得ない運休回数 (I) =		やむを得ない運休回数 (I) =		(調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)	
	運行日数		運行回数		サービス提供時間(り)		0		運行割合 (G+I) / (い) = (ま)		運行割合 (G+I) / (い) = (ま)		運行割合 (G+I) / (い) = (ま)	
年月	曜日区分	片道・往復 回数 A	運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整% D	調整後の運行回数 C×D=E	運行日数 F	増便 G	実運行時間 K	待機時間 L	サービス提供時間 M	予約時間 N	K+L+M+N=	備考
7年 2月	平日	2	18	72.0	52.0%	38.0								0
	往													
	復													
	往													
	復													
	往													
	復													
小計			18	72.0		38.0								

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統			運行回数・路線回数			運行回数			運行回数* 1			実績			備考		
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整% D	運行回数 C×D=E	運行日数 F	運行回数 G	運行回数 H	運行回数 I	C+G+H=J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N=0	
7年 4月	平日	往復	2	21	84.0	52.0%	44.0										
	往																
	復																
	往																
	復																
	往																
小計			21	84.0			44.0										

運行回数・路線回数			運行回数			運行回数* 1			実績			備考				
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整% D	運行回数 C×D=E	運行日数 F	運行回数 G	運行回数 H	運行回数 I	C+G+H=J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N=0
7年 5月	平日	往復	2	20	80.0	52.0%	42.0									
	往															
	復															
	往															
	復															
	往															
小計			20	80.0			42.0									

運行回数・路線回数			運行回数			運行回数* 1			実績			備考				
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整% D	運行回数 C×D=E	運行日数 F	運行回数 G	運行回数 H	運行回数 I	C+G+H=J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N=0
7年 6月	平日	往復	2	21	84.0	52.0%	44.0									
	往															
	復															
	往															
	復															
	往															
小計			21	84.0			44.0									

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統 年月	更別村内便 曜日区分	片道・循環 回数 A	計画運行回数 B		実績運行日数 F		運行回数 (G) = (H)		運休回数 (I) = (J)		運休回数 (K) = (L)		運休回数 (M) = (N)		運休回数 (O) = (P)		
			計画運行回数 $A \times B = C$	(い) E	実績運行回数 (ろ) サービス提供時間 (り) 0	J	運休を得ない運休回数 (二) 運行割合 (ろ+二) / (い) = (ば)	I	運休回数 (一) 天災&2.I	H	C + G + H = J	実運行時間 時間 分 計	L	待機時間 時間 分 計	M	回送時間 時間 分 計	N
7年 7月 平日	往 復	2	2	22	88.0	52.0%	46.0										
	往 復																
	往 復																
	往 復																
	往 復																
小計			22	88.0		46.0											

運行系統 年月	更別村内便 曜日区分	片道・循環 回数 A	計画運行回数 B		調整後の運行回数 $C \times D = E$		運行回数 (F)		運行回数 (G) = (H)		運休回数 (I) = (J)		実運行時間 時間 分 計		待機時間 時間 分 計		サービス提供時間 時間 分 計		回送時間 時間 分 計		予約時間 時間 分 計		K + L + M + N = 0		備考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)	
			計画運行回数 $A \times B = C$	(い) E	運行日数 B	運行回数 D	調整 % D	運休 (一) 天災&2.I	H	C + G + H = J	K	実運行時間 時間 分 計	L	待機時間 時間 分 計	M	回送時間 時間 分 計	N	O								
7年 8月 平日	往 復	2	2	20	80.0	52.0%	42.0																			
	往 復																									
	往 復																									
	往 復																									
	往 復																									
小計			20	80.0		42.0																				

更別村乗合タクシーのご予約方法

①下記「大正交通(有)」に電話をかけ「更別村乗合タクシー」の予約であることを伝えます。(ご予約は、事前に「利用申込み兼個人情報使用同意書」を役場へ提出済みであることが必要です) ※同意書は初回のみ(様式は、村ホームページからダウンロード可能)

ご予約電話番号 大正交通(有) 0155-64-5012



②名前、ID番号(同意書返送後通知)、行政区、利用希望日を伝えます。

予約受付は、到着の45分前までに、ご連絡下さい。



③利用したい便と希望の時刻を伝えます。

「帰りの便」も利用する場合は、あわせてお知らせ下さい。片道だけの利用もできます。



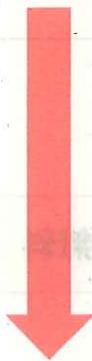
④乗降場所・ご利用人数を伝えます。

村内どの場所でも、乗降ができます、乗降場所をお知らせ下さい。

例「自宅から診療所まで」、「自宅から●●区(町)の●●さん宅まで」、「●●店から自宅まで」

⑤お迎えの時間が伝えられます。

大正交通(有)から、ご自宅または、指定場所までのお迎えの時間をお知らせします。



⑥キャンセルや変更をする場合

キャンセルや変更などをする場合は、すみやかに大正交通(有)の予約電話番号にご連絡下さい。また、予定のお迎え時間を過ぎると予約の変更はできませんが、キャンセルの場合はすぐに、ご連絡下さい。

⑦お迎えの時間までに、ご自宅の前、もしくは指定場所にお越し下さい。

お迎え時刻が前後する場合がありますので、5分前までにはご自宅の前や指定場所までお越し下さい。道路状況によっては、到着が遅れる場合もありますので、ご了承下さい。

降車時に、運賃を運転手にお支払い下さい。

(高校生・大人300円、中学生200円、小学生100円、未就学児無料)

※お迎え時刻を過ぎて、お見えにならない場合、出発する場合があります。

※大雪などの悪天候により、運休する場合がございますので、ご了承下さい。

4月1日から更別市街地にお住まいの方も、 乗合タクシーの利用が可能になります

令和3年10月1日からスタートしています更別村乗合タクシーは、令和6年4月1日から運行内容を見直し、村内にお住まいの方でこれまでの運行範囲で、運行方面を限定せず、利用者が指定する乗降地点間を乗り合いで運行するものです。

ご利用にあたっては事前の予約と、降車時に運賃（利用料）が必要で、平日1日2便（午前・午後）を運行します。

ご利用を希望される方は、利用申込み手続きが必要になります。必要書類は企画政策課にお問い合わせください。

【時刻表・予約受付時間】

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
午前	村内全域	8:00 ~ 11:15	
運休	休憩・回送時間	11:15 ~ 12:45	到着 45分前 まで
午後	村内全域	12:45 ~ 16:00	

※土曜日・日曜日・祝日は運休

【運賃（利用料）】

高校生・大人 300 円	中学生 200 円	小学生 100 円	未就学児 無料
--------------	-----------	-----------	---------



◎更別村乗合タクシー

事前のご利用申込み(1回だけ)とご予約(ご利用の都度)が必要

◆運賃:1乗車(お一人)300円 他

◆運行方面:村内全域(裏面)

◆利用者:同意書(初回のみ)を提出した村民

※土曜・日曜・祝日は運休となります

更別村 地域公共交通のご案内

◎村民バス 予約不要 どなたでもご利用できます

◆運賃:無料
◆時刻表(運行ルート裏面)
※月曜日の6便以降と土曜・日曜・祝日は運休となります

No	バス停名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
1	福祉の里総合センター	8:15	9:15	10:15	11:15	12:15	14:00	14:40	15:30	16:10
2	曙町	8:17	9:17	10:17	11:17	12:17	14:02	14:42	15:32	16:12
3	本町	8:20	9:20	10:20	11:20	12:20	14:05	14:45	15:35	16:15
4	穂の家	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22	14:07	14:47	15:37	16:17
5	新栄町	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24	14:09	14:49	15:39	16:19
6	花園町	8:27	9:27	10:27	11:27	12:27	14:12	14:52	15:42	16:22
7	緑町	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	14:15	14:55	15:45	16:25
8	改善センター	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33	14:18	14:58	15:48	16:28
9	若葉町	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	14:20	15:00	15:50	16:30
10	社会福祉センター	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39	14:24	15:04	15:54	16:34
11	街なか交流館	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	14:26	15:06	15:56	16:36
12	歯科診療所	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43	14:28	15:08	15:58	16:38
13	中央町	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	14:29	15:09	15:59	16:39
14	コムニの里	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	14:33	15:13	16:03	16:43

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
午前	村内全域	8:00 ~ 11:15	到着 45分前まで
運休	休憩・回送時間	11:15 ~ 12:45	
午後	村内全域	12:45 ~ 16:00	

◆利用方法

①下記「大正交通(有)」に電話をかけ、「更別村乗合タクシー」の予約であることを伝えます。
(ご予約は、事前に「利用申込み兼個人情報使用同意書」役場提出済みであることが必要です)

ご予約電話番号 大正交通(有) 0155-64-5012

②名前、ID番号(同意書返送後通知)、行政区、利用希望日を伝えます。

③利用したい便と希望の時刻を伝えます。

「帰りの便」も利用する場合は、あわせてお知らせ下さい。
片道だけの利用もできます。

④乗降場所・ご利用人数を伝えます。

村内どの場所でも、乗降ができます。乗降場所をお知らせ下さい。
例「自宅から診療所まで」、「自宅から●区(町)の●さん宅まで」、「●店から自宅まで」
⑤お迎えの時間が伝えられます。

大正交通(有)から、ご自宅または、指定場所までのお迎えの時間をお知らせします。
⑥キャンセルや変更などをする場合は、すみやかに大正交通(有)の予約電話番号にご連絡下さい。また、予定のお迎え時間を過ぎると予約の変更是できませんが、キャンセルの場合はすぐに、ご連絡下さい。

⑦お迎えの時間までに、ご自宅の前、もしくは指定場所にお越しください。

お迎え時刻が前後する場合がありますので、5分前までにはご自宅の前や乗降場所までお越し下さい。道路状況によっては、到着が遅れる場合もありますので、ご了承下さい。

降車時に、お一人様につき下記運賃を運転手にお支払い下さい。
(高校生・大人300円、中学生200円、小学生100円、未就学児無料)
※出発時刻を過ぎて、お見えにならない場合、出発する場合があります。
※大雪などの悪天候により、運休する場合がございますので、ご了承下さい。

←更別村乗合タクシー 村民バス



[お問い合わせ窓口]
●村民バス～更別村建設水道課(0155-52-5200)
●乗合タクシー～更別村企画政策課(0155-52-2114)
※ご予約は大正交通(有)(0155-64-5012)

至帶広市

市街地詳細図



更別市街地

「村内全域で、運行方面を限定せず」、
利用者が指定する乗降地点間を運行します。

平日、予約乗合有料（お一人様降車時300円他）
※土・日・祝日を除く

農村部 ⇔ 市街地
市街地 ⇔ 市街地
農村部 ⇔ 農村部

更別市街地

◇村民バスは
上記の赤いルートを
循環無料運行します。
平日1日9回（月曜日は5便まで）

村民バス路線図（市街地拡大図）



※村民バスはルート上の
どこでも乗車可能です。

十勝バス 幸尾線
+勝バス 幸尾線

上更別市街地

※こちらのQRコードを読み取ることで、十勝バス幸尾線
の時刻表にアクセスすることができます。



至大樹町・広尾町

更別村地域公共交通活性化協議会 第1回会議 出席者名簿

日時:令和6年6月21日 14:00~

場所:更別村役場3階第1会議室

法の規定区分		所 属	職 名	氏 名	備 考	
第6条第2項 第1号の委員	地方公共団体及び村長が指名する者	更別村	副村長	大野 仁	会長	
		更別村企画政策課	課長	本内 秀明		
		更別村産業課	課長	高橋 祐二		
		更別村保健福祉課	課長	新闇 保		
		更別村住民生活課	課長	小野寺 達弥		
第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	十勝バス株式会社モビリティグループ乗合企画チーム	次長	鈴木 洋平		
		大新東株式会社道東営業所	所長	齊藤 賢二		
		大正交通有限会社	専務取締役	道見 賢人		
	道路管理者	北海道開発局帯広開発建設部道路計画課	課長	小林 悟	代理出席 上席道路計画専門官 大居 功樹	
		十勝総合振興局帯広建設管理部事業室地域調整課	課長	佐々木 昇		
		更別村建設水道課	課長	石川 亮		
第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	釧路方面帯広警察署交通第一課	課長	堺 玄州		
	地域公共交通の利用者	更別村社会福祉協議会	副会長	高畠 昭子		
		NPO法人どんぐり村サラリ	理事長	及川 末雄		
		北海道運輸局帯広運輸支局	企画輸送・監査担当 首席運輸企画専門官	徳田 陽介		
	学識経験者その他 当該地方公共団体が必要と認めるもの	十勝総合振興局地域創生部地域政策課	課長	石山 大介		
		十勝地区バス労働組合連絡会	代表	久保 貞司		
		更別村商工会	経営指導員	濱村 好弘		
		Social Knowledge Bank合同会社	代表社員 株式会社長大職務執行者	今井 母土子	欠席	
オブザーバー						
事務局	更別村企画政策課	課長補佐	鎌水 千恵			
	更別村企画政策課地域開発係	主任	石井 悠一郎			
	更別村企画政策課地域開発係	主任	井原 靖博			

* 法とは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」をいう。

令和6年6月21日

更別村地域公共交通活性化協議会第1回会議 座席表

	会長	企画政策課	事務局	
十勝バス			事務局	
大新東			産業課	
大正交通			保健福祉課	
帯広開発建設部			住民生活課	
帯広建設管理部			建設水道課	
帯広警察署			更別村商工会	
社会福祉協議会			十勝地区バス 労働組合	
	どんぐり村 サラリ	帯広運輸支局	十勝総合振興局 地域創生部	